

研究結果

研究テーマ：近代日本の基督教系学校政策と朝鮮総督府の植民地教育政策との比較研究

本研究は、近代日本の基督教系学校に対する日本政府の教育政策と朝鮮総督府の植民地教育政策とを比較することを目的とした。

1898年、日本の明治政府は私立学校、特に基督教系学校に対する統制を強化するために、私立学校令と文部省訓令12号を發布する。これをもって、基督教系学校は宗教教育をあきらめて正式の学校の認定を受けるか、または、学校であることをあきらめて宗教教育を続けるかとの選択をしなければならない状況におかれた。学校として認定を受けると上級学校への進学の手続きや兵役の免除の道が開かれる。これらの条件は、学生の立場からみれば学校の選択の重要な要因になった。

1910年、朝鮮を植民地化した日本は1911年の私立学校規則と1915年の改正私立学校規則を公布し、本格的な私立学校の取り締まりに乗り出した。特に、1915年の改正私立学校規則は、「普通教育、実業教育、または専門教育のための私立学校の教科課程は、普通学校規則、高等普通学校規則、女子高等普通学校規則、実業学校規則、または専門学校規則に準ずること」を義務付けた。これによって、学校での宗教教育は禁止されることになった。1915年以前に設立された学校に対しては、10年間の猶予期間が与えられたが、新たに設立される学校に対しては、直ちに適用された。これに対して、基督教系私立学校の運営者や宣教師達は多様な対応の様相を見せた。

朝鮮総督府の改正私立学校規則と明治政府の文部省訓令12号は教科課程から宗教教育を禁止し、教育内容の統一化を図ろうとしたことには、共通点がある。しかし、文部省訓令12号が宗教教育を続けて正式な学校と認定されることをあきらめるか、または、宗教教育を放棄して正式の学校の認定を受けるかの選択を強要されたとすれば、朝鮮総督府の改正私立学校規則はすべての学校に適用されるべき強制義務であった。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等) :

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等) :
「近代日本の基督教系学校政策と朝鮮総督府の植民地教育政策との比較研究」
(李 明實、韓国教育史学、2008. 9.)

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等) :